

ぐんまオリンピック・パラリンピックチャレンジ事業 アスリートサポート認定者の補助金対象事業

<対象経費>

- 栄養士・トレーナーサポート
栄養士やトレーナーに係る経費を補助する。
- 遠征・合宿費補助
交通費・宿泊費・食糧費などに係る経費を補助する。
但し、原則として大会に係る経費（参加料等）は対象外となります。
世界選手権大会等に日本代表として出場する場合などに係る個人負担金は対象となります。
- 用器具（備品）等購入費補助
原則として3万円以上の用器具（備品）等の購入に係る経費を補助する。
但し、総額の3割以上は個人負担額とします。
なお、用器具（備品）等を購入する場合は、事前に用器具等購入申請書を県スポーツ協会に提出してください。

<対象期間>

- 5月1日から3月31日までの11ヶ月間となります。

<証拠書類>

- 領収証
経費支出に伴い、原則として業者等の領収証が必要となります。
領収証の宛名は、認定者本人の個人名となります。
領収証の但し書きに、品名・単価等を必ず明記してください。
宿泊費の領収書は、宿泊明細書も添付してください。
- 関係書類の添付
遠征や合宿に伴う派遣依頼文等の写しを添付してください。
また、個人負担金の支出は、個人負担金が明記されている実施要項等を添付してください。

<補助金の取り扱い>

- 補助金に対する負担金
補助金30万円に対し、最低でも2割以上（6万円）の個人負担金が必要となります。（精算額36万円以上）